

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（ 農林水産省 ）

制 度 名	農林漁業用国産 A 重油に係る石油石炭税の還付措置の延長				
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 6）				
要 望 の 内 容	<p>農林漁業用国産 A 重油に係る石油石炭税の還付措置の適用期限を 2 年延長すること</p> <p>（現行制度の概要） 農林漁業に供されるものとして、課税済み原油から本邦において製造された A 重油を農林漁業用に供するために購入した場合、その購入した A 重油について石油石炭税額に相当する金額（1 kl あたり 2,040 円）を当該重油の製造業者に対し還付する。</p> <table border="1" data-bbox="970 808 1489 904"> <tr> <td data-bbox="970 808 1163 904">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1163 808 1489 904">— （▲3,105 百万円）</td> </tr> </table>			減収見込額 （平年度）	— （▲3,105 百万円）
減収見込額 （平年度）	— （▲3,105 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の漁業生産は、総漁船の 97%を占める動力漁船に大きく依存しており、動力漁船に主に用いられる A 重油は、漁業にとって必要不可欠で重要な生産資材となっている。漁業はエネルギー高消費型の産業であり、漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は約 20%と高く、また、近年、中国をはじめとする世界の石油需要の急増、投機資金が金融市場から原油市場に投入されたことなど複雑な要因により油価が高騰し、20年8月をピークにその後落ち着きつつあるものの、高止まりの状態にあり、依然として漁業経営の圧迫要因・不安要因となっている。</p> <p>このため、漁業用 A 重油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、漁業者の負担軽減を通じた漁業経営の体質強化を図ることが極めて重要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>直接的に還付を受けるのは石油精製会社であるが、税額相当分が還付されることにより、漁業用 A 重油の末端価格を引き下げる要因となるとともに、石油石炭税が免税されている漁業用輸入 A 重油と価格条件を同一にし価格を安定させて供給することにより、零細経営者の多い漁業経営を安定させるためにも、本措置を延長する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>漁業用 A 重油は、漁業生産に必要不可欠な生産資材であるとともに、漁業支出に占める割合が高いことから、その安価な供給を図ることは、漁業者の生産コストの軽減を図る上で重要であり、本特例措置を行うことは妥当である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	Ⅶ－⑭水産業の健全な発展【平成20年度、平成21年度】					
	政策の達成目標	漁業用A重油の安定的かつ安価な供給を図ることにより、漁業者の負担を軽減し、かつ、零細経営体の多い漁業経営の体質強化に資する。					
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成22年4月1日から平成24年3月31日まで					
	同上の期間中の達成目標	漁業用A重油の安定的かつ安価な供給を図ることにより、零細経営体の多い我が国の漁業者の負担を軽減し、漁業経営の体質強化に寄与する。					
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	租税特別措置法第90条の4 農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税相当額の免税措置					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし					
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	漁業用A重油の安定的供給の確保と漁業者の負担軽減を通じた漁業経営の体質強化を図った。					
	租税特別措置の適用実績	過去の適用実績					
		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		千K _{ワット}	百万円	千K _{ワット}	百万円	千K _{ワット}	百万円
		1,494	3,048	1,519	3,099	1,554	3,170
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	本税制措置により、農林漁業用A重油に係る石油石炭税が還付され、農林漁業者の経営の安定に資することにより、農林水産物の安定的な供給が図られている。					
	前回要望時の達成目標	漁業用A重油の安定的かつ安価な供給を図ることにより、零細経営体の多い我が国の漁業者の負担を軽減し、漁業経営の体質強化に寄与する。					
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	漁業用A重油の安定的かつ安価な供給に効果があったものの、漁業はエネルギー高消費型の産業であり、漁業支出に占める燃油費の割合は高く、また、近年、中国をはじめとする世界の石油需要の急増、投機資金が金融市場から原油市場に投入されたことなど複雑な要因により油価が高騰し、20年8月をピークにその後落ち着きつつあるものの、高止まりの状態にあり、依然として漁業経営の圧迫要因・不安要因となっている。					

これまでの
要望経緯

平成元年度より還付措置を要望